

平成 29 年 度

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

平成29年度東京都一般会計

区	分	金	額
1	歳入総額		6,964,118,037,677 ^円
2	歳出総額		6,693,201,515,280
3	歳入歳出差引額		270,916,522,397
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	36,398,921,000
		(3) 事故繰越し繰越額	1,227,971,000
		計	37,626,892,000
5	実質収支額		233,289,630,397
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

備考：決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
46,944,011,000円	-	37,626,892,000円
	=	9,317,119,000円

平成29年度東京都特別区財政調整会計

区	分	金	額
1	歳入総額		976,299,046,000 ^円
2	歳出総額		976,299,046,000
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

平成29年度東京都地方消費税清算会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	2,087,206,918,799	円
2 歳 出 総 額	1,884,664,203,227	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	202,542,715,572	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	202,542,715,572	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

平成29年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	757,301,218	円
2 歳 出 総 額	10,000,000	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	747,301,218	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	747,301,218	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

平成29年度東京都母子父子福祉貸付資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		5,384,708,495 ^円
2	歳出総額		3,058,077,649
3	歳入歳出差引額		2,326,630,846
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費繰次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		2,326,630,846
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

平成29年度東京都心身障害者扶養年金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		4,790,152,266 ^円
2	歳出総額		4,790,152,266
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費繰次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

平成29年度東京都中小企業設備導入等資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		2,726,846,322 ^円
2	歳出総額		1,010,427,597
3	歳入歳出差引額		1,716,418,725
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		1,716,418,725
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

平成29年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計

区	分	金	額
1	歳入総額		103,365,936 ^円
2	歳出総額		0
3	歳入歳出差引額		103,365,936
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		103,365,936
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

平成29年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計

区	分	金 額	
1	歳入総額	134,429,885 <small>円</small>	
2	歳出総額	3,537,322	
3	歳入歳出差引額	130,892,563	
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額	130,892,563	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

平成29年度東京都と場会計

区	分	金 額	
1	歳入総額	5,937,466,968 <small>円</small>	
2	歳出総額	5,937,466,968	
3	歳入歳出差引額	0	
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額	0	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

平成29年度東京都都営住宅等事業会計

区	分	金 額
1	歳 入 総 額	153,266,087,064 ^円
2	歳 出 総 額	152,114,175,950
3	歳 入 歳 出 差 引 額	1,151,911,114
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費繰次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	79,425,000
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	79,425,000
5	実 質 収 支 額	1,072,486,114
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
15,072,000,000円	79,425,000円	14,992,575,000円

平成29年度東京都都営住宅等保証金会計

区	分	金 額
1	歳 入 総 額	7,969,479,468 ^円
2	歳 出 総 額	1,366,598,280
3	歳 入 歳 出 差 引 額	6,602,881,188
4	翌年度へ繰越すべき財源	
	(1) 継続費繰次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5	実 質 収 支 額	6,602,881,188
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-

平成29年度東京都都市開発資金会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	1,343,253,085	円
2 歳 出 総 額	1,343,253,085	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	0	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	0	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

平成29年度東京都用地会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	13,252,365,699	円
2 歳 出 総 額	6,145,706,412	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	7,106,659,287	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	375,000
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	375,000
5 実 質 収 支 額	7,106,284,287	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

備考：決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
10,375,000円	375,000円	10,000,000円
-	=	

平成29年度東京都公債費会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	1,143,470,985,798	円
2 歳 出 総 額	1,143,470,985,798	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	0	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	0	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

平成29年度東京都臨海都市基盤整備事業会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	4,921,894,380	円
2 歳 出 総 額	1,355,290,963	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	3,566,603,417	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	48,909,000
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	48,909,000
5 実 質 収 支 額	3,517,694,417	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

備考：決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
129,192,000円	48,909,000円	80,283,000円